実施 08 イベントホールランニングウォール保守点検業務仕様書

本仕様書は当該業務の最低要求水準を示す。舞台機構、可動設備等の詳細配置、設定値、制御情報、緊急時の操作方法その他安全管理上又はセキュリティ上の配慮を要する情報については、公募時の現地確認又は契約締結後の限定開示により提示し、受託者は、当該情報を業務計画書、設備台帳その他必要な関係書類に反映するものとする。

1．適用

(1) 本仕様書は「堺市産業振興センター貸館運営及び施設管理包括業務委託　総合仕様書」（以下「総合仕様書」という。）と一体として適用し、本業務の個別条件を定める。共通の統括管理、再委託、安全管理、報告、検査、費用負担、データ帰属及び引継ぎは総合仕様書による。

(2) 本仕様書は最低要求水準を示すものであり、受託者は同等以上の安全性及び品質を確保する実施方法を提案できる。

2．対象設備

(1) イベントホール内の大型移動間仕切り RUNNING-WALL を対象とする。設備識別は RS-1、RS-2 及び RS-3、製品種は RS-100D を基本情報とし、初回点検時に銘板等で照合する。

(2) 対象部品は、合成ハンガーレール、吊りアングル、ランナー、コントローラー、固定体、パワークローザー、各種ガスケット、化粧プレート、パネル固定ストッパー、受アングル、パネル及び付属ドアとする。

3．点検回数及び日程

(1) 定期保守点検は各年度 1 回実施する。

(2) 実施日はイベントホールの利用予定を踏まえ、発注者と調整して決定する。

4．点検及び整備

(1) 補足資料の標準点検表に基づき、レール・走行、レールジョイント、給脂、パネル、吊りボルト・金具、化粧プレート、シール装置、ランナー、ガスケット及びドアを点検する。

(2) 点検は操作、目視、触診、測定、増締め及び作動確認により行い、測定値、判定、処置及び不具合位置を記録する。

(3) 通常の給油、古いグリスの除去、増締め、軽微な調整及び清掃は定期点検に含める。

5．判定及び使用制限

(1) 判定は、異常なし、処置済、交換済、交換必要、注視必要、未実施及び該当なしの区分とする。

(2) 走行・吊下げ・固定・シール・ドア機能に安全上重大な異常がある場合は、対象区画の使用を停止又は制限し、発注者へ直ちに報告する。

6．安全管理

(1) 作業区域を区画し、第三者の立入り、パネルの転倒・逸走、挟まれ、衝突及びドアの誤作動を防止する。

(2) パネル移動時は走行経路と収納部を確認し、必要な監視者を配置する。高所部の点検は適切な足場又は作業床を用いる。

7．故障・緊急対応

(1) 故障連絡時は状況を確認し、安全確保及び使用制限を助言する。現地派遣が必要な場合は到着見込みを発注者と調整する。

(2) 緊急点検、部品交換及び修理は、緊急避難的な安全措置を除き、見積りと作業内容を提示し、発注者の承認後に実施する。

8．費用負担

(1) 別途費用を伴う作業は、総合仕様書第 5 項及び第 16 項に基づき、発注者の事前承認を受け、作業内容、金額及び費用負担に応じて、発注、書面による契約変更又は別途契約等の必要な手続を経た上で実施する。承認の

みをもって契約変更又は別途契約が成立するものではない。緊急時は仕様書等に定める必要最小限の安全措置及び報告を優先し、追加費用を伴う作業は発注者と手続を確認する。

(2) 定額委託費には、年 1 回の定期点検、通常の給油・増締め・軽微な調整、報告書、通常資機材及び交通費を含む。

(3) 自然消耗、破損、取扱不注意等に伴う部品交換、改造、手直し及び定期点検外作業は別途費用とする。受託者の点検調整不備による故障は受託者負担で修理する。

9. 成果物及び検査

(1) 点検後、総括報告書、レール点検表、パネル点検表、不具合一覧、測定値、位置図及び写真を提出する。

(2) 発注者の立会い検査を受け、未処置事項、交換推奨部品及び使用上の注意を説明する。

10.前年度指摘事項

(1) 前年度までの指摘事項の修理は本業務に含まず、点検時の再確認及び見積提案までを定額業務とする。

11.その他本業務で求めること

(1) 受託者は、対象設備に精通した技術者を配置し、点検前に設備識別、パネル構成、レール経路、収納部、ドア付きパネル及び既知の不具合を確認した作業計画書を提出すること。

(2) 点検は RS-1、RS-2 及び RS-3 ごとに、全パネルを収納位置から使用位置まで移動させ、走行、方向転換、連結、固定、上下シール及び収納を一連で確認すること。安全上全行程を確認できない場合は、未実施区間、理由、代替確認及び再確認予定を報告すること。

(3) 遮音性能はパネル召合せ、上下シール、周辺ガスケット及びドアの密着状態を確認し、光漏れ、隙間、圧着不足又は著しい音漏れの兆候を記録すること。

(4) パネルの転倒・逸走又は吊下げ部の異常が疑われる場合は、対象パネルを固定し、移動禁止表示及び立入制限を行い、復旧確認まで使用させないこと。

(5) 交換部品は原則として設備に適合する純正品又は同等以上の性能・耐久性を有するものとし、代替品を使用する場合は仕様、適合根拠及び保証条件を事前に提示すること。

12.引継ぎ

(1) 受託者は点検記録、交換履歴、注視事項及び未是正事項を整理し、履行期間末に発注者又は次期受託者へ引き継ぐ。

別表　仕様書と補足資料の対応

仕様書事項	補足資料
設備の特定	設備確認表
点検内容・判定	標準点検表・判定区分
通常作業と追加工事	費用区分表
安全・緊急対応	安全チェック表・緊急対応記録
成果物	総括報告書・不具合明細・写真欄

13.補足資料

(1) 本業務には「実施 08 イベントホールランニングウォール保守点検業務 補足資料」を適用する。

(2) 設備一覧・配置、標準点検表、判定区分、費用区分、緊急対応及び報告様式は補足資料により特定する。